

第3章 史跡船来山古墳群の本質的価値

第1節 史跡船来山古墳群の本質的価値

(1) 船来山古墳群の評価

文部科学省は史跡船来山古墳群の指定にあたって、その指定説明文において下記のとおり評価している。

- ① 弥生時代終末期から古墳時代前期、そして古墳時代中期後半から終末期にかけての墳丘墓及び古墳群として東海最大級である。
- ② いくつかの集団による共同墓域の可能性が考えられる。
- ③ 後期・終末期古墳の横穴式石室の変容の動態が明らかにされているほか、前期古墳、後期古墳の一括出土品が多く、古墳時代当時の副葬品の内容が明らかにされていることから、古墳時代の墓制及び被葬者の社会的な関係や集団構成の在り方の変遷を知る上で重要な遺跡である。

(2) 船来山古墳群の本質的価値

- ① 弥生時代終末期から古墳時代前期、そして古墳時代中期後半から終末期にかけての墳丘墓及び古墳群として東海最大級である

船来山は濃尾平野の縁に位置し、山頂からは濃尾平野を一望できる素晴らしい眺望の山である。東西約2km、南北約600mの独立丘陵で、山頂や中腹からは、養老山脈から名古屋方面まで見渡すことができる。また、山麓よりやや南には古代の官道東山道が走り、大河川であった旧糸貫川が南北に流れるという交通の要所にある。

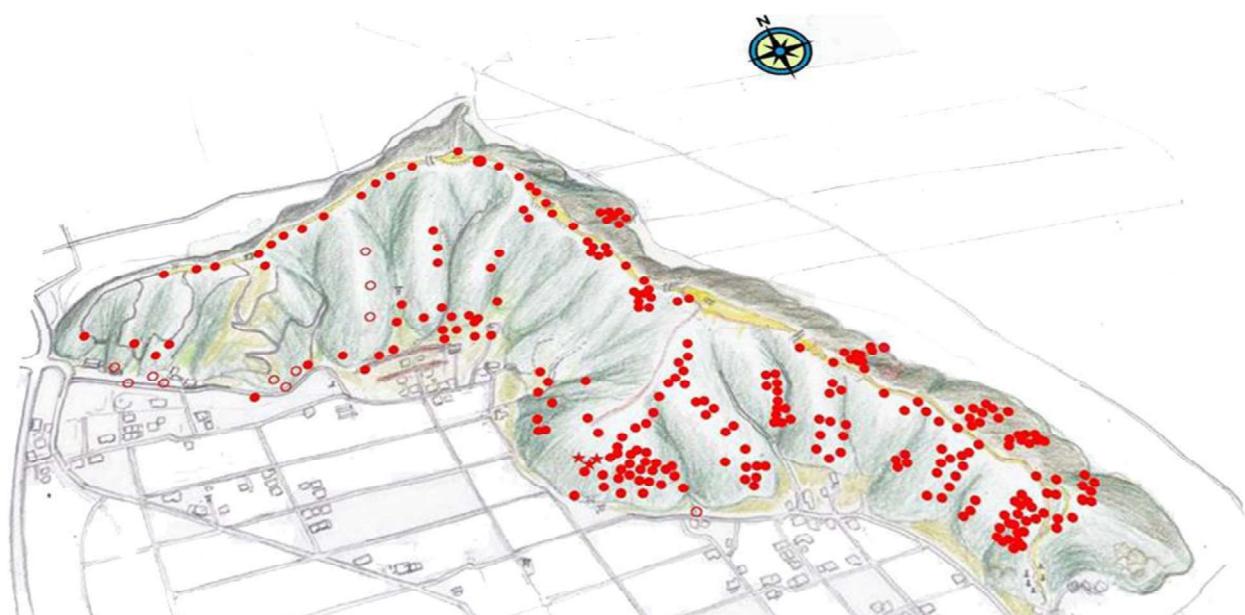


図47 船来山古墳群鳥瞰イメージ図

船来山古墳群の特徴は、圧倒的な古墳の数の多さである。船来山の尾根筋だけでなく、中腹や裾部に至るまで、古墳 290 基が確認されている。3 世紀中頃から 7 世紀まで連綿と造営されており、東海地方では最大級の規模である。このように、長期間にわたり同一丘陵上に古墳が密集する事例は、岐阜県内では例がない。大阪府平尾山古墳群、一須賀古墳群、奈良県岩橋千塚古墳群、巨勢山古墳群、新沢千塚古墳群など、畿内周辺の古墳群と肩を並べる。

②いくつかの集団による共同墓域の可能性

船来山古墳群では、古墳時代の各時代で墓域を変えるわけではなく、同一丘陵上に各時代の古墳が連綿と築かれる。前期古墳が主尾根上の西端から東端まで連綿と築かれた後、中期古墳もごくわずかだが築造される。築造場所も限定され、前期とはかなり異なる様相を見せる。尾根筋には古墳は築かれず、谷の入り口等に築かれる。そして後期になると、前期古墳が築かれた同じ主尾根から中腹、山裾に至るまで密集して築造される。

現在確認されている 290 基のうち築造時期がわかる古墳は、前期古墳（前方後円墳、前方後方墳、円墳、方墳）は 20 基、弥生時代終末期からの方形周溝墓、土坑墓も含めれば 23 基、中期古墳は 3 基、後期古墳は 202 基である。前期古墳は円形を基調とするだけでなく、方形を基調とするものも判明しつつあり、多様な様相を見せる。一方で、古墳時代中期に入ると基數は激減する。後期に入ると丘陵の中腹から裾部、さらに尾根筋に至るまで古墳が爆発的に造られるようになる。その数は全体の約 70% を占める。

このように、通常一つの墓域（丘陵）に一つの首長墓系譜を形成するところを、船来山古墳群では尾根の西端から東端まで連綿と前期古墳が築造されるなど、墳形や地区を緩やかに変えつつ複数の地区で古墳の築造が併行しており、同一丘陵で墓域を限定するわけではないようである。このことより船来山古墳群では、複数の首長が墓域を共有していた可能性あると考えられる。また、前期古墳の直近に後期古墳が築かれるなどの例が見られる。前期古墳に隣接して造られた後期古墳は、前期古墳の後円部墳頂などには造られず、くびれ部周辺に造られている。これは前期の首長との関係性や、自分たちの祖先との関係性を主張することの表れではないかと考えられ、古墳間の有機的な関係を示している。このように前期古墳に隣接して後期古墳が造られた様相は、岐阜県内には例が無く、近隣でも長野県千曲市の森将軍塚古墳とくびれ部周辺に築造された後期古墳ぐらいしか類例がない。

③後期・終末期古墳の横穴式石室の変容の動態が明らかにされているほか、前期古墳、後期古墳の一括出土品が多く、古墳時代当時の副葬品の内容が明らかにされている

船来山古墳群で確認されている 290 基のうち、既に発掘調査された古墳は 216 基であり、全体の約 70% にものぼる。調査率の高さは、同種の古墳群の中でも群を抜いている。後期古墳の埋葬施設の形態は、竪穴系横口式石室、横穴式石室の無袖式・両袖式・片袖式など多彩で極めてバラエティに富んでいる。しかし、同一支群内で同一の石室形式がまとまっているわけではなく混在している。初期の横穴式石室は、前期古墳の近辺に横穴式石室が造

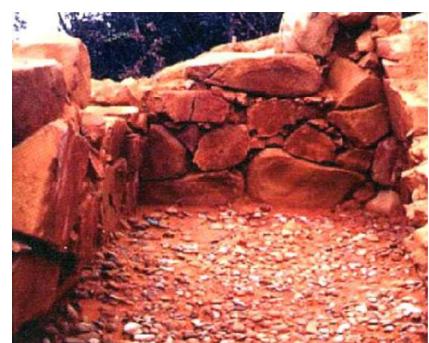


図 48 赤彩古墳（272 号墳）

當されており、そのほとんどが豎穴系横口式石室である。豎穴系横口式石室は7世紀代まで継続せず、6世紀後半からは横穴式石室の両袖式・無袖式が多数を占めるようになる。そして6世紀後半から7世紀代には、背後に掘割を有する古墳が増加するほか、墳丘が確認できない古墳が多い。2mを超える掘方をもつ構築方法は、他地域ではあまり見られず「船来山型」と呼ばれるべき特異なものである。また、6世紀前半に比べると6世紀後半から7世紀の古墳は小型化していく傾向もある。これらとともに特筆すべきは「赤彩古墳」の存在である。岐阜県内で5基確認されている赤彩古墳のうち、3基（19号墳、272号墳、274号墳）が尾根筋からまとめて発見されている。

次に副葬品であるが、その出土遺物は圧倒的な数を誇る。その数は岐阜県有形文化財687点（平成29年指定）及び市有形文化財8,093点を数える。そして数だけでなく、4世紀、6世紀代の副葬品の豪華さは、他の古墳群と比較しても群を抜いている。特に、後期古墳の赤彩古墳19号墳、272号墳からは、中国大陸製との説がある2個の雁木玉や、岐阜県内で最多の出土となる23個の斑紋トンボ玉、ねじり環頭柄頭、馬具、銀製耳環、金銅製空玉、銀製空玉、ガラス玉類等が出土し、その内容も注目される。

主な副葬品は、土師器・須恵器・短甲・鏡・鉄剣・馬具・装飾大刀・銅鏃・鉄鏃・刀子・農工具・玉類等である。前期古墳からは鏡5面のほか多量の鉄剣、鉄刀、銅鏃、農工具、勾玉、管玉、ガラス玉等が出土した24号墳出土品（東京国立博物館蔵）や、全国で17例目の出土となった方形板革綴短甲（98号墳）などがある。

後期古墳からは、第一次史跡指定地の範囲のうち16基の古墳から、馬具や装飾大刀が出土し、それらの出土した古墳の築造年代が6世紀代に集中するという特徴がある。O支群272号墳からは捩じり環頭柄頭（捩じり環付楔形柄頭太刀）が出土しており、県内でも他に1例しか出土例がないものである。他県では、魚佩との共伴事例も指摘されている。農工具は、本巣市側の古墳全体の中でも約3分の1の古墳から出土し、鑿、鎌、鍬鋤先（ミニチュア）、鐫子、針、砥石等が見られる。鉄鏃は本巣市側の後期古墳のうち41基から出土し、G支群29号墳では119点、N支群142号墳では54点、M支群145号墳では76点出土している。大量埋納は東海地方の中でも珍しく、被葬者集団が鉄鏃の流通経路を掌握していたという意見もある。馬具は、G支群29号墳より複環式鏡板付轡、素環鏡板付轡が出土するなど、全国的に類例が少ない豪華な馬具が見られる。被葬者の人骨も多く出土しており、乗馬習慣の痕跡が発見されたものもある。被葬者の出自や有力家族層の検討につながる可能性があると考えられる。



図49 雁木玉（19号墳）

第2節 史跡船来山古墳群の構成要素

史跡の保存・活用及び整備においては、以下に示す史跡の本質的価値を構成する要素とそれ以外の様々な要素を特定し、現状変更等の取扱方針や基準を検討する必要がある。史跡船来山古墳群の場合、史跡を構成する要素として「本質的価値を構成する諸要素」と「主たる構成要素ではないが、史跡への理解を深めるための要素」「史跡の保護に調整が必要な要素」の3つの要素に分類する。そしてこれらの要素に加え、指定地と一体となった良好な環境保全が望ましい区域についてもその諸要素の特定を行う。

上記構成要素の詳細については、下記のとおりである。

(1) 史跡を構成する要素

①本質的価値を構成する諸要素

史跡の指定要件に関わる要素で、それが失われた場合、指定解除の検討要因となる最も核心的な要素である。具体的には、墳丘・埋葬施設・周溝といった古墳を構成する要素と出土及び埋蔵される遺物、古墳が立地する地形がそれである。これら要素は「地上から視認できるもの」と「地下に埋蔵されているもの」の2つに分けられる。

対応：最も重要な要素であることより確実な保存に努め、必要に応じ復旧・整備や活用のための取り組みを行う。

②主たる構成要素ではないが、史跡への理解を深めるための要素

史跡の本質的価値を構成する諸要素ではないものの、①と②は一体となって史跡を構成しており、両者を明確に把握することは史跡の適切な保存管理を行う上で不可欠なものである。この要素には「古墳群以外の歴史的文化的価値を示す要素」と「史跡の保護・利用（活用）に有効な要素」がある。前者については、史跡指定地内において時間的経過の中で自然的・人為的に付加された諸要素で、直接は史跡の本質的価値とは関わるものではないが、当該地で一体をなし歴史の重層性・価値の多様性を示すもの。

対応：史跡の本質的価値を構成する要素との関係を考慮し、必要に応じて保存・活用・整備の在り方を検討する。

③史跡の保護に調整が必要な要素

史跡の指定地内において時間の経過の中で自然的・人為的に付加された諸要素のうち、本質的価値の低下を招いているもので、将来的に除去・移転等を検討すべきもの。

対応：状況に応じて、除去や施設の更新や移設、景観に適合する修景などの変更といった措置を検討する。

(2) 指定地の周辺環境を構成する要素

①未指定地の古墳群の価値を示す要素

現在は史跡の指定地外ではあるが、船来山古墳群を構成する古墳に関する諸要素を指す。これは「船来山古墳群」として文化財保護法における「周知の埋蔵文化財包蔵地」とされる古墳（124基以上）とその範囲である。

対応：「周知の埋蔵文化財包蔵地」として法に従った対応を行うとともに、遺跡の実態の把握に努め、将来史跡の追加指定を検討し保護・活用を図っていく。

②その他の歴史的文化的価値を示す要素

史跡の範囲外ではあるものの、船来山古墳群を中心とした地域の歴史の重層性・価値の多様性を示す諸要素。指定地と一体をなして保全が必要と考えられる地域の要素を特定する。

対応：周辺地域と船来山古墳群の関係性を検討し、状況に応じた保全策を講じる。

③ガイダンス施設・便益施設

史跡を利用（活用）するにおいて有効な要素ではあるが、史跡の指定地内に設置することができない施設など。史跡の価値の理解を促すうえで重要なガイダンス施設や利用（活用）において必要なトイレや駐車場などの便益施設。

対応：史跡の利用（活用）の利便を図ることより指定範囲に隣接した場所に設置されるため、史跡の価値を損なわないよう、その在り方を検討し配慮したものとする。必要に応じて内容や修景に配慮した更新も検討する。

④自然・景観

船来山古墳群を中心とした歴史的文化的な要素と一体となって価値を構成する一定の広がりからなる空間。船来山自身を見渡す周辺景観と船来山からの眺望景観。また、船来山の景観を構成する自然を指す。

対応：史跡の本質的価値を構成するミクロ的な要素を支えるマクロ的な要素であることを理解し、各種法令や計画において保全に努める。

(3) 構成要素の特定

上記の各種要素について、下記の表にまとめる。

表 6 構成要素の分類

史跡を構成する要素	本質的価値を構成する諸要素	地上から視認できる要素	墳丘、周溝、古墳が立地する地形、埋葬施設、横穴式石室
		地下に埋蔵されている要素	埋葬施設、その他遺構、遺物
構成する要素	主たる構成要素ではないが、史跡への理解を深めるための要素	古墳群以外の歴史的文化的価値を示す要素	石切丁場跡(矢穴・刻印のある転石)、中世山城(堀切)、北野神社、八幡神社、柿畠跡、石造物(石仏等)
		史跡の保護・利用(活用)に有効な要素	案内板、解説板、遺構表示、園路
指定期間の周辺環境を構成する要素	史跡の保護に調整が必要な要素		高圧線鉄塔、竹林・笹、墳丘・樹木
指定地の周辺環境を構成する要素	未指定地の古墳群の価値を示す要素 (周知の埋蔵文化財包蔵地としての船来山古墳群)		未指定地に分布する古墳(124基)
	その他の歴史的文化的価値を示す要素		弥勒寺遺跡(旧石器・縄文遺物散布地、古代寺院跡)、白山神社、慈雲寺、六地蔵、春稻神社(奥の院)、歌碑、石切丁場跡、智勝院、石碑(龍神・山の神)、席田用水、段々畑
指定地の周辺環境を構成する要素	ガイダンス施設・便益施設		古墳と柿の館、赤彩古墳の館、復元石室(154号墳)、富有柿センター、農林業実習センター、道の駅「富有柿の里いとぬき」(駐車場・トイレ・売店)
	自然・景観		船来山、船来山からの眺望(田園・柿畠景観=文化的景観として)、ツブラジイ(社叢林)